

公 告

海津市LED防犯灯導入事業に係る公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

平成28年6月15日

海津市長 松永清彦

1 事業概要

- (1) 事業の名称 海津市LED防犯灯導入事業
- (2) 事業の内容 別紙「海津市LED防犯灯導入事業公募型プロポーザル実施要項」及び別紙「海津市LED防犯灯導入事業仕様書」のとおり

2 応募条件

(1) 応募者

ア 次の4者でグループを構成して応募するものとする。

ただし、1者で①～④の複数の業者を兼ねることは差支えない。

- ① 調査、導入及び維持管理計画を策定する業者
- ② 機器をリース及び管理する業者
- ③ 機器を製造・販売する業者
- ④ 工事を施工管理する業者

イ 応募者の代表者は機器をリース及び管理する業者とする。

その代表者を連絡窓口とし、業務遂行の責を負うものとする。

ウ 参加表明時に、業者間の事業役割に関する合意書等を作成し、写しを提出すること。なお、その合意書には、構成員の全てが本市に対し連帯責任を負う旨を示す条項を含むこと。

(2) 応募者の資格

応募者の資格要件は次のとおりとする。

- ア 海津市の入札参加資格者名簿に登載されている者であること。（応募者の代表者のみ）
- イ 一般社団法人環境技術普及促進協会の補助金「平成28年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域におけるLED照明導入促進事業）交付規程（平成28年4月1日環技業（二）第3号 一般社団法人環境技術普及促進協会制定）別紙（第3条関係）②イの（ア）から（エ）のいずれかに該当する者であること。
- ウ 応募者は、「参加表明書及び資格確認書類の提出」に示される提出書類により本提案募集の内容を十分に遂行できると認められる者であること。
- エ 事業運営、維持管理を円滑に行うため、迅速に対応ができること。

(3) 応募資格の制限

次に掲げるものは、応募者又は応募者の構成員となることはできない。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
- イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者。
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをなされている者。
- オ 海津市建設工事請負契約にかかる入札参加資格停止等措置要綱（平成17年海津市告示第22号）に基づく資格停止の措置を受けている者。
- カ 海津市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成22年海津市告示第94号）別表に掲げる措置要件のいずれかに該当する者。
- キ 国、地方公共団体からの入札参加の停止を受けている者。
- ク 租税を滞納している者

3 参加手続等

(1) 募集要項等の公表

公告日から「海津市LED防犯灯導入事業公募型プロポーザル実施要項」及び「海津市LED防犯灯導入事業仕様書」を本市ホームページで公表する。

(2) 参加表明書の受付

ア 受付期限 平成28年7月1日まで

午前9時から午後5時まで（但し、土、日曜日を除く）

イ 提出方法 郵送又は持参（郵送の場合は配達確認ができる方法で、提出期限までに必着のこと。）

ウ 提出先 海津市市民環境部市民活動推進課

〒503-0695 岐阜県海津市海津町高須515番地

4 その他

その他詳細については、別紙「海津市LED防犯灯導入事業公募型プロポーザル実施要項」及び別紙「海津市LED防犯灯導入事業仕様書」のとおり

5 担当窓口（問い合わせ先）

海津市 市民環境部 市民活動推進課 生活安全係

〒503-0695 岐阜県海津市海津町高須515番地

TEL：0584-53-3194 FAX：0584-53-1598

Eメール：shiminkatsudo@city.kaizu.ig.jp